

## 船橋市児童ホーム運営基本方針

児童ホームは、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている。

昭和42年に前原児童ホームが設置されてから、各コミュニティ区域に1館の配置設置基準に基づき、現在21館が整備されている。各児童が自主的に来館する一般利用のほか、各館独自に様々な行事等を企画し、遊びの提供を中心に児童の健全育成に努めてきた。

第1号館が開設されてから既に50年以上が経過し、児童をとりまく環境は著しく変化している。

塾通いや習い事等により、ゆとりの時間は少なく、また、都市化に伴いのびのびと遊ぶことのできる場所も少なくなり、少子化や核家族化によって子ども同士や世代間の交流の機会は減少し、人格形成のためにかげがえのない「子ども期」の欠如を余儀なくされている。これらのことが「いじめ」「不登校」「学級崩壊」や「児童虐待」等、新たな社会問題を引き起こしている現状にある。

児童ホームは

- ・ 遊びを通じた児童の健全育成を図る
- ・ 「児童の権利に関する条約」を遵守し、児童の最善の利益を追求する
- ・ 地域における児童健全育成の拠点として機能する
- ・ すべての児童を対象とする

以上の基本理念に基づいて、このような時代の変化がもたらす児童健全育成上の様々な地域のニーズを把握し、柔軟且つ効率的にそれに対応し得るよう機能の調整、充実を図っていかなければならない。

その実現のため、ここに5項目の重点目標を定め、船橋市児童ホーム基本方針を制定する。

**(1) 児童健全育成**

遊びを通して児童の集団的、個別的支援を行いながら子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性及び創造性を高め、体力増進活動、情操活動、交流活動の援助をする。

**(2) 子育て支援**

子どもたちが健やかに成長できるよう、乳幼児を持つ親の交流と学習の場を提供する。

**(3) 思春期児童の育成**

思春期児童が気軽に来館し、豊かな時間を持てるような環境作りを行う。

**(4) 地域組織の育成と連携**

地域における児童健全育成の拠点として機能していくために、ボランティア等の育成と組織化及び地域の各種団体との連携を行う。

**(5) 相談・情報提供**

児童や保護者が気軽に相談できる環境づくりを行う。相談内容によっては、専門機関への橋渡しを行う。

また、行事の開催や図書等の充実により、子どもや家庭への情報提供を行う。

この方針を実施するにあたり、別途「運営要領」を定める。